

議第136号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

契約の変更につき議決を求めることについて

令和5年12月25日契約を締結した姉川沿岸地区頭首工改修工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	488,715,700円
変更増額	11,485,100円
変更後の契約額	500,200,800円

(参 考)

契約の相手方 滋賀県大津市大江二丁目33番3号
株式会社内田組
代表取締役 内 田 美千男